

2026年度

創業・事業承継を支援します！

豊岡市起業チャレンジ支援補助金



地域の経済社会を支える経営人材の育成するとともに、地域に根差した創業にチャレンジしやすい環境を整備するため、創業の初期費用を補助する事業です。

公募期間 2026年4月22日(水)～2026年6月10日(水)

対象事業

豊岡商工会議所又は豊岡市商工会の支援及び計画認定を受けて行う次のいずれかの事業

- (1) 豊岡市内における新規創業
- (2) 豊岡市内における事業承継であり、
承継に際し生産性向上や販路拡大などにより事業の磨き上げを図るもの

対象者

- (1) 市内において創業又は事業承継を行う個人
- (2) 市内において事業承継を行う中小企業者
※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者

対象経費

- (1) 事業所の開設に要する内外装等の工事費
- (2) 事業所及び事業に要する設備の賃借料
- (3) 事業に要する機械、設備、システムの購入等の経費
- (4) 広告宣伝に要する外注費等(上記のいずれかの経費と併せて申請する場合に限る。)

補助額等

補助率：事業に要する金額(対象経費)の3分の1以内
(申請者が女性又は若者(※)の場合は2分の1以内)
※2026年4月1日時点で満45歳以下の者

上限額：100万円(1,000円未満切捨て)
雇用創出特例または地域課題解決特例に該当する場合は125万円
※特例については裏面を参照ください。

その他

- 申請にあたり、豊岡市創業・事業者支援ネットワーク構成機関が実施する「特定創業支援等事業(創業セミナー等)」の受講が必要です。
- 豊岡商工会議所・豊岡市商工会への加入をご検討ください。

制度の詳細や重要事項について、市ホームページの「公募要領」を必ず確認してください



裏面へつづく

問合せ先

豊岡市役所 環境経済課 経済政策係
TEL : 0796-23-4480 Mail : ecovalley@city.toyooka.lg.jp

計画認定・特定創業等支援事業に関する相談先(創業予定地のエリアにお問合せください)

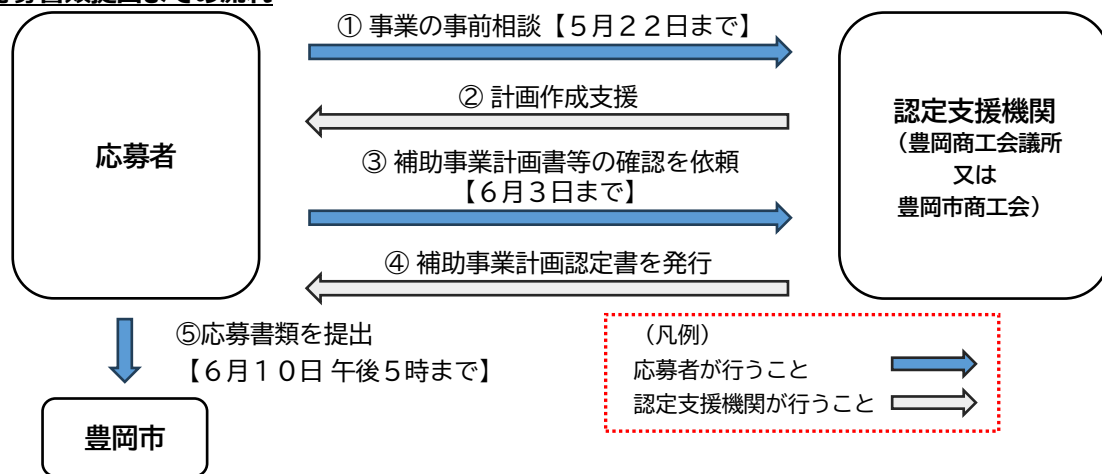
豊岡商工会議所 TEL : 0796-22-4456

豊岡市商工会 (本部) TEL : 0796-42-4751 (日高) TEL : 0796-42-1251
(城崎) TEL : 0796-32-4411 (竹野) TEL : 0796-47-1771
(出石) TEL : 0796-52-2113 (但東) TEL : 0796-21-9115

豊岡市起業チャレンジ支援補助金公募概要（表面の続き）

項目	内 容				
対象経費	表面に掲げる経費で、補助金交付決定後に、原則 市内の事業者 に契約・発注・支払を行うもの。 ※上記に該当する経費であっても、対象外となる要件に該当する場合がありますため、 必ず公募要領を確認してください。				
補助上限額の補足	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 雇用創出特例</td> <td>補助事業実施期間において、期間の定めのない労働契約を締結し、雇用保険一般被保険者または高齢一般被保険者として新たに1人以上の労働者を雇い入れること。</td> </tr> <tr> <td>2 地域課題解決特例</td> <td>人口減少により今後さらなる地域活力の低下が懸念されている過疎地域等^(※)において地域課題の解決を目指す取組を行うこと。 ※対象となる地域は、公募要領を参照してください。</td> </tr> </table>	1 雇用創出特例	補助事業実施期間において、期間の定めのない労働契約を締結し、雇用保険一般被保険者または高齢一般被保険者として新たに1人以上の労働者を雇い入れること。	2 地域課題解決特例	人口減少により今後さらなる地域活力の低下が懸念されている過疎地域等 ^(※) において地域課題の解決を目指す取組を行うこと。 ※対象となる地域は、公募要領を参照してください。
1 雇用創出特例	補助事業実施期間において、期間の定めのない労働契約を締結し、雇用保険一般被保険者または高齢一般被保険者として新たに1人以上の労働者を雇い入れること。				
2 地域課題解決特例	人口減少により今後さらなる地域活力の低下が懸念されている過疎地域等 ^(※) において地域課題の解決を目指す取組を行うこと。 ※対象となる地域は、公募要領を参照してください。				
応募期限	2026年6月10日（水）午後5時【厳守】				
提出書類	1 補助事業計画書（別表1～3を含む） 2 関係書類（見積書およびカタログの写しのほか、事業地の地図、建物図面など） 3 認定支援機関が発行する補助事業計画認定書				
審査	プレゼンテーション審査				
応募・採択の制限等	1 応募：1公募につき1者あたり1件まで 2 採択：1年度につき1者あたり1件まで 3 その他：過去に豊岡市創業支援補助金若しくは豊岡市起業チャレンジ支援補助金の交付決定を受けた者は、応募することはできません。				
事業期間	交付決定日から2027年2月19日（金）まで				
実績報告の期限	次のいずれか早い日まで 1 事業完了の日から起算して30日以内 2 2027年2月26日（金）まで				
留意事項等	1 応募内容について審査を行い、採択事業（採択者）を決定します。 2 同一の対象経費に他の補助金（国、県その他の公的機関が運用する制度を含む。）を重複して充当することはできません。 上記のほか、公募要領P.3「重要説明事項（応募にあたっての注意点）」を十分確認してください。				
補助事業の公表	市ホームページ及び市刊行物において補助事業者名、事業名及び交付決定額を公表する場合があります。また、事業における取組内容の発表を行う報告会への参加をお願いする場合があります。				

応募書類提出までの流れ



※認定書の発行や、事業計画書等の内容確認・作成指導には一定の期間を要するため、当該提出に先立って**可能な限り早期に、認定支援機関に事前相談を行うこと**（事前相談を行わずに計画書を持ち込むと、認定が受けられない場合があります）。

応募方法

電子申請フォームから書類を提出してください。
補助事業計画書の様式は市の公募情報ページからダウンロードしてください。

- 電子申請フォームから提出
公募情報ページのバナー「オンラインで提出する」から応募フォームにアクセスしてください。

公募情報ページ

